

1. 目的

農業者が収穫物の一部を自己の農業経営において次期作用の種苗として利用する、いわゆる「自家増殖」について、現行種苗法において、原則として、育成者権が及ばないものとされている。このような現行制度は、農業現場において、種苗の経営内での確保による安定的な農業生産や新品種の早期の普及に一定の役割を果たしていると考えられる。

その一方で、自家増殖に育成者権が及ばないことは、育成者権者の正当な利益が保護されないことによる新品種開発の停滞や農業者の育成者権に対する認識の浸透に影響しているとの指摘もある。

こうしたことから、今般、今後の自家増殖の制度のあり方を検討するための参考とすることを目的として、アンケートによる実態調査を実施する。

2. 実施方法

(1) 生産者へのアンケート調査

- ① アンケートの対象者の選定については、幅広い品目が対象であり、配布先も多いことから、都道府県等に協力をお願いすることとし、また、配布先の個人情報の管理を要することから調査票の配布についても併せてお願いする。
- ② 調査対象者の選定については、「表1：調査対象品目リスト」の中から品目を選定し、「表2：都道府県別生産者アンケート対象者数」に基づいて選定する。
- ③ 調査件数
1県あたり、40件程度。（詳細は、表2：都道府県別生産者アンケート対象者数を参照）
- ④ アンケート実施期間
平成27年8月中旬～（調査票の配布）
平成27年9月中旬～（調査票の回収）
平成27年9月下旬（調査票提出期限）
- ⑤ 調査方法は、往復郵送調査。
※ アンケート用紙は、本省から各地方農政局、農政局から都道府県宛に送付し、都道府県（市町村）から対象者（任意抽出）へ配布する。調査票の回収は対象者が郵送で各地方農政局等へ提出。なお、配布、回収に係る郵送料は国が負担する。

(2) 育成者権者へのアンケート調査

- ① アンケートの対象者の選定については、生産者アンケートの結果、自家増殖を制限する契約が定着している植物において、品種登録一覧表（平成26年10月現在）から任意抽出する。
- ② 調査件数
全国の育成者権者のうち700名程度。
- ③ アンケート実施期間
平成27年10月中旬～（調査票の配布）
平成27年10月下旬（調査票の回収）
- ④ 調査方法は、往復郵送調査
※ アンケート用紙は、本省から育成者権者（調査対象者）宛に送付し、調査票の回収は対象者が郵送で本省（新事業創出課）へ提出。

3. アンケートの調査内容

(1) 生産者へのアンケート調査内容

- ① 生産している植物の品種名、登録品種か否か、収穫量
- ② 生産している植物の自家増殖の有無
- ③ 生産している植物の種苗の更新率
- ④ 自家増殖をしている(していない)理由
- ⑤ 種苗の入手について生じた問題
- ⑥ 許諾契約締結の有無
- ⑦ 許諾料を支払っている場合の金額
- ⑧ 許諾料の徴収方法
- ⑨ 契約上の品種の利用についての制限内容
- ⑩ 品種登録制度、自家増殖の取り扱いに関する要望

(2) 育成者権者へのアンケート調査内容

- ① 育成者権者となっている植物の産地(地域)
- ② 自家増殖に育成者権の効力が及ぶ栄養繁殖植物の追加の要望
- ③ 自家増殖に育成者権の効力が及ぶ栄養繁殖植物追加を望む理由
- ④ 自家増殖に育成者権の効力が及ぶ栄養繁殖植物追加を望まない理由
- ⑤ 自家増殖に育成者権の効力が及ぶ栄養繁殖植物追加についてわからない理由

表1:調査対象品目リスト(133品目)

植物分類	食用作物	野菜	果樹	草花類	きのこ		
品目	稲	いちご	<u>カリフラワー</u>	りんご	きく	<u>ブライダルペー</u>	ぶなしめじ
	大豆	トマト	<u>ほうれんそう</u>	かんきつ	りんどう	<u>ル</u>	エリンギ
	ばれいしょ	レタス	<u>めキャベツ</u>	もも	リモニウム	<u>ジニア</u>	まいたけ
	小麦	とうもろこし	<u>コールラビ</u>	ぶどう	ファレノプシス	<u>オキシペタラム</u>	はたけしめじ
	かんしょ	とうがらし	<u>ふだんそう</u>	なし	カリブラコア	<u>カレンジュラ</u>	なめこ
	大麦	メロン	<u>セロリー</u>	ブルーベリー	にちにちそう	<u>カブシカム</u>	えのきたけ
	そば	なす	<u>にら</u>	おうとう	ストック	<u>メカルドニア</u>	<u>ひらたけ</u>
		たまねぎ	<u>しゅんぎく</u>	かき	オステオスペルマ	<u>アマランサス</u>	
		やまのいも	<u>しそ</u>	すもも	ム	<u>イボメア</u>	
		かぼちゃ	<u>セリ</u>	うめ	シクラメン	<u>ゴンフレナ(セ</u>	
		きゅうり	<u>パセリ</u>	<u>くり</u>	マーガレット	<u>ンニチコウ)</u>	
		はくさい	<u>にんじん</u>	<u>キウイフルー</u>	ゆり	<u>タゲテス(マリ</u>	
		だいこん	<u>かぶ</u>	ツ	ベゴニア	<u>ーゴールド)</u>	
		すいか	<u>ごぼう</u>	<u>いちじく</u>	ダリア	<u>デージー</u>	
		ねぎ	<u>しょうが</u>	<u>あんず</u>	ラベンダー		
		<u>にがうり</u>	<u>わさび</u>	<u>びわ</u>	<u>アスター(エソ</u>		
		<u>ゆうがお</u>	<u>レンコン</u>	<u>ラズベリー</u>	<u>ギク)</u>		
		<u>しろうり</u>	<u>わけぎ</u>		<u>デルフィニウム</u>		
		<u>とうがん</u>			<u>コスモス</u>		
		<u>ズッキーニ</u>			<u>ケイトウ</u>		
		<u>まくわ</u>			<u>ひまわり</u>		
		<u>えだまめ</u>			<u>プリムラ</u>		
		<u>いんげん</u>			<u>エキナセア</u>		
		<u>えんどう</u>			<u>ヨリウス</u>		
		<u>そらまめ</u>			<u>ネメシア</u>		
		<u>オクラ</u>			<u>フクシア</u>		
		<u>ピーマン</u>			<u>ブラキスコメ</u>		
		<u>ししとう</u>			<u>チリソけい</u>		
		<u>なばな</u>			<u>ユーフォルビア</u>		
		<u>からしな</u>			<u>ヒペリシフォリ</u>		
		<u>ケール</u>			<u>ア</u>		
		<u>こまつな</u>			<u>ローダンセマム</u>		
		<u>ミズナ</u>			<u>サルビア</u>		
	<u>ミブナ</u>			<u>オキザリス</u>			
	<u>パクチョイ</u>			<u>デロスベルマ</u>			
	<u>チンゲンサイ</u>			<u>ユリオブシステ</u>			
	<u>サントウサイ</u>			<u>ージー</u>			
	<u>つるむらさき</u>			<u>バーベナ</u>			
	<u>キャベツ</u>			<u>ハボタン</u>			
	<u>ブロッコリー</u>						

注：調査対象品目は、登録品種数が多い品目及び委員から提案のあった品目（アンダーライン）とする。

表2：都道府県別生産者アンケート調査対象者数

都道府県	調査対象				
	食用作物	野菜	果樹	草花	きのこ
01北海道	△	○	△	△	○
02青森	△	○	○	△	—
03岩手	△	○	○	△	○
04宮城	△	○	△	△	○
05秋田	△	○	○	△	○
06山形	△	○	○	△	○
07福島	△	○	○	△	○
08茨城	△	○	△	△	○
09栃木	△	○	○	△	○
10群馬	△	○	△	△	○
11埼玉	△	○	△	○	○
12千葉	△	○	○	○	—
13東京	—	○	○	△	—
14神奈川	△	○	○	○	—
15新潟	△	○	○	○	○
16富山	△	○	○	○	○
17石川	△	○	○	○	—
18福井	△	○	○	○	—
19山梨	△	○	○	○	△
20長野	△	○	○	○	○
21岐阜	△	○	○	○	○
22静岡	△	○	○	○	○
23愛知	△	○	○	○	—
24三重	△	○	○	○	○
25滋賀	△	○	△	○	—
26京都	△	○	△	○	—
27大阪	△	○	○	○	—
28兵庫	△	○	—	○	—
29奈良	△	○	○	○	△
30和歌山	△	○	○	○	△
31鳥取	△	○	○	○	—
32島根	△	○	○	○	○
33岡山	△	○	○	○	—
34広島	△	○	○	○	○
35山口	△	○	○	○	—
36徳島	△	○	○	○	○
37香川	△	○	○	○	○
38愛媛	△	○	○	○	○
39高知	△	○	○	○	○
40福岡	△	○	○	○	○
41佐賀	△	○	○	○	—
42長崎	△	○	○	○	○
43熊本	△	○	○	○	○
44大分	△	○	○	○	○
45宮崎	△	○	△	○	○
46鹿児島	△	○	△	○	○
47沖縄	—	△	△	○	—

* 調査対象数のうち、○は10、△は5、「—」は調査対象外。